

至誠館大学研究紀要投稿内規

(目的)

第1条 この内規は、「至誠館大学（以下「本学」という。）研究紀要」（以下「研究紀要」という。）への投稿に関する必要な事項について定めることを目的とする。

(投稿資格)

第2条 研究紀要への投稿可能な者（以下「有資格者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教育職員
 - (2) 本学の名誉教授
 - (3) その他本学図書委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めた者
- 2 共著や連名投稿の場合の代表者は、有資格者でなければならない。
- 3 投稿者は、投稿日において別に定める研究倫理教育を受講していること。

(投稿原稿の内容)

第3条 研究紀要への投稿原稿の内容は、次の各号の定義による「論文」、「研究ノート」、「報告（実践報告・調査報告）」、「その他」のいずれかの区分に該当するものとする。ただし、未発表のものに限る。

- (1) 「論文」とは、理論的又は実証的な研究であり、新しい知見を含み、学術的価値を有し、研究方法が各専門領域の一般的な基準等からみて妥当であり、目的、方法、結論等が明記され、論理的整合性のあるものをいう。
- (2) 「研究ノート」とは、研究テーマに関する部分的、基礎的報告等であるものをいう。
- (3) 「報告（実践報告・調査報告）」とは、実践的な研究成果、新しい試みやその結果、調査研究の成果等を記述したものをいう。
- (4) 「その他」とは、上記各号のどれにも属さないが、本研究紀要に掲載が適当と認められるものをいう。

(発刊)

第4条 研究紀要の発刊は、原則として年1回とする。

- 2 研究紀要は冊子体での発刊とするが、掲載された記事はすべて電子化し、附属図書館ホームページ及び機関リポジトリ等を通じてインターネット上に公開する。
- ただし、附属図書館ホームページ以外での本文の公開については、投稿者の了解を得た上で行うものとする。

(原稿の締め切り)

第5条 原稿の締め切りは毎年10月15日午後5時とし、15日が土・日・祝祭日等の場合は、休み明けの最初の日の午後5時とする。

(原稿の提出)

第6条 論文等を投稿しようとする者は、別に定める研究紀要執筆要領に従い、ワープロなどの電子フォーマットで原稿を作成し、委員会事務局に提出する。

- 2 委員会事務局に原稿を提出した日を以って受付日とする。
- 3 掲載する論文等の長さ（原稿の枚数）は、原則として刷り上がり4頁以上20頁以下とする。

(閲読)

第7条 投稿原稿については、区分に関わりなく委員会が指名した2名以上の図書委員による閲読者の閲読を実施する。

(論文等の審議と受理)

第8条 投稿された論文等の掲載可否は、委員会にて審議決定する。

- 2 委員会は掲載を決定するまでの間に、必要に応じて著者に改稿を求めることができる。
- 3 委員会は、論文等の掲載に先立ち、著者に原稿を最終確認する機会を与える。
- 4 掲載可否が決定した日を受理日とする。

(著者校正)

第9条 校正は速やかに行うこととする。

- 2 著者校正は原則として誤字、脱字の類の修正にとどめる。
- 3 受理後の文章変更は原則として認めない。ただし特に必要な場合は、補記を用いて変更説明を行う。
- 4 印刷業者との連絡を必要とする場合は、委員会を通じて行うものとする。

(著作権)

第10条 研究紀要に掲載された論文等の著作権は、本学に帰属する。ただし、著作者自身が自分の論文等の全部または一部を複製、翻訳、翻案などの形で利用する場合、本学の許諾を求める必要はない。また、第三者から、論文等の複製、転載などに関する許諾の要請があり、本学が必要と認めた場合は当該著作物の利用を許諾することがある。

(配付先)

第11条 研究紀要の配付先、配付冊数は委員会が別に定める。

- 2 研究紀要に掲載された論文の著者は、希望があれば委員会に申し込み、有償にて別刷りを作成できる。

(留意事項)

第12条 投稿に関する留意事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究紀要に記載された記事の内容についての責任は、全て著者が負うものとする。
- (2) 論文等の使用言語は、日本語、英語とする。それ以外の言語で書く必要がある場合は、予め委員会へ問い合わせを行う。特殊な文字・記号を用いる場合も同様とする。
- (3) 原稿料の支払い、掲載料の徴収は実施しない。
- (4) 著者は文献等の引用に当たって、改ざん等の疑いをもたれることの無いよう十分留意する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

制定	平成21年	6月	1日	(制定)
改正	平成26年	4月	1日	(第1回改正)
	平成28年	6月	1日	(第2回改正)
	平成31年	4月	1日	(第3回改正)
	令和3年	6月	1日	(第4回改正)
	令和6年	4月	1日	(第5回改正)